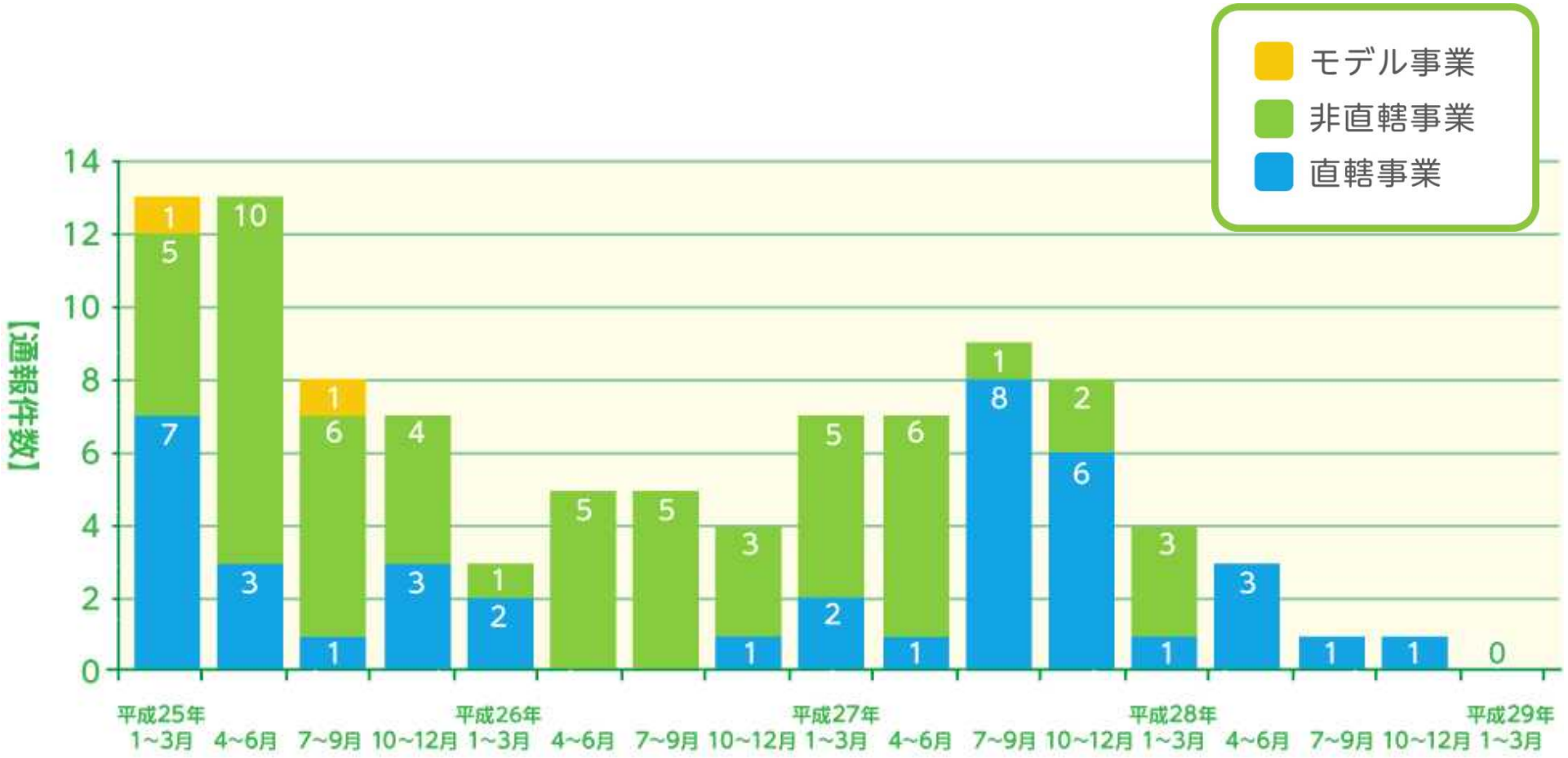


不適正除染に関する通報等への対応状況



* 主に「不適正除染110番」(コールセンター・Web)に寄せられた通報等(資料2-3にて詳述。)のほか、福島再生事務所及び除染情報プラザに寄せられたもの、報道により判明したものを若干数含む。

不適正除染に関する通報等（平成 29 年 3 月 31 日現在）

（平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日分）

○合計 6 件

（平成 25 年 1 月からの累計 98 件）

○通報等の概要と対応

<直轄関係> 5 件

不適正除染に関する通報等は本資料末の参考フローに沿って随時対応を行い、3ヶ月に一度環境省 HP において対応の概要を公表している。

http://josen.env.go.jp/tekiseika/report_summary.html

日付	場所	通報等の概要	対応
H28/4/1	双葉町	双葉町の拠点除染の事務所を撤去した際の解体作業で発生した建築廃材や新建材（石膏ボード、発泡スチロール、ダンボール、ビニール等）を、4tトラック1台分程のフレキシブルコンテナ（17～18袋）で持ってきて、破砕機にかけて圧縮梱包させられていた。	監督職員が受注者へ事実確認した結果、本件指摘のような処理をしていた事実は確認できませんでした。 今後とも適正な作業を心がけるよう受注者への指導に取り組んでまいります。
H28/6/7	飯館村	飯館村宮内管内県道 268 号草野大倉鹿島線の道路除染において、可燃物（草等）と不燃物（除去土壌等）を分別せずにフレキシブルコンテナに除去土壌や草等を詰めていた。	監督職員が受注者へ事実確認した結果、現場では分別を基本として袋詰めをしており、本件指摘のような事実は確認できませんでした。 今後とも適正な作業を心がけるよう受注者への指導に取り組んでまいります。

日付	場所	通報等の概要	対応
H28/6/7	飯舘村	飯舘村宮内管内県道 268 号草野大倉鹿島線の道路除染において、コンクリートで法面と道路が繋がっている部分があり、その部分の高圧洗浄を行った際に発生した汚染水を側溝に垂れ流していた。	<p>監督職員が受注者へ事実確認した結果、当該現場では回収型洗浄装置の使用、側溝下流部へのゼオライト設置をしており、本件指摘のような事実は確認できませんでした。</p> <p>今後とも適正な作業を心がけるよう受注者への指導に取り組んでまいります。</p>
H28/8/30	飯舘村	飯舘村飯樋地区の住宅除染（局所除染）において、土壌の剥ぎ取り及び客土作業を行う際、放射線量等の測定を一切行わず、20 cm程剥ぎ取って、客土を行っていた。	<p>監督職員が受注者に事実確認を行い、現地の調査も実施した結果、指摘のような事実は確認できませんでした。</p> <p>局所除染では、事前に放射線量を測定し、その結果に基づいて立案した作業計画にしたがって除染を実施し、また、局所除染後の放射線量は別の作業班が測定しています。</p> <p>当該地においても、測定を行っていることが確認されています。</p> <p>引き続き監督職員等による施工確認を続けていきます。</p>

日付	場所	通報等の概要	対応
H28/10/31	浪江町	<p>① 森林除染の堆積物を工事エリア外に大量に不法投棄。</p> <p>② 堆積物の 1 回あたりの運搬量を減らすことで運搬回数を水増し。</p> <p>③ 無免許の職長による車の運転。</p>	<p>監督職員が受注者に事実確認をした結果、①堆積物を一旦仮置きすることはあるものの不法投棄はしていないこと、②堆積物運搬は回数ではなく積載量で確認するため、指摘のような不正はできないことから、指摘のような事実は確認できませんでした。③無免許の職長が現場私有地内でトイレカー※を移動した事実が確認されたため、改めて受注者より私有地・公道に関わらず無免許運転禁止の徹底を指導しました。</p> <p>今後とも適正な作業を心がけるよう受注者への指導に取り組んでまいります。</p> <p>※トイレカー：仮設トイレを搭載した軽トラック</p>

＜非直轄関係＞ 1 件

日付	場所	通報等の概要	対応
H27/12/17 ※なお、通報があったのはこの日だが、事件の全容が明らかになっていなかったため、昨年度（第5回不適正除染適正化推進委員会）時点での公表は行わなかったもの。	いわき市（投棄現場）郡山市（発生現場）	郡山市内の除染で発生した除去土壌を、除染作業員が現場埋設できずに自社に持ち帰り保管していた。その後除染事業者が由来を知らずに産廃業者に処分を依頼したところ、産廃業者が最終処分場で引き取りを拒否されたためいわき市内の路上に放置または投棄した。	捜査の結果、除去土壌を投棄した産廃業者の元社員を福島県警が逮捕しました（H28/7/4）。 当該除去土壌は郡山市内に戻され、安全な状態で現場において保管されています。 本件を受け、再生事務所長名で郡山市長に事実関係の調査と再発防止対策の実施を要請し、調査結果及び対策実施実績の報告を受けております。

不適正除染に関する通報等に対する対応の流れ

不適正除染110番への通報があった場合や新聞・テレビ等メディアによる不適切な除染に関する報道があった場合には、以下のとおり、情報集約、対応方針の決定、事実関係の調査、事案の公表等を行っている。

平成29年3月31日までに累計98件の通報に対応しているところ（うち92件については第3回除染適正化推進委員会までに報告済み）。

図1 不適正除染の通報に対する対応体制

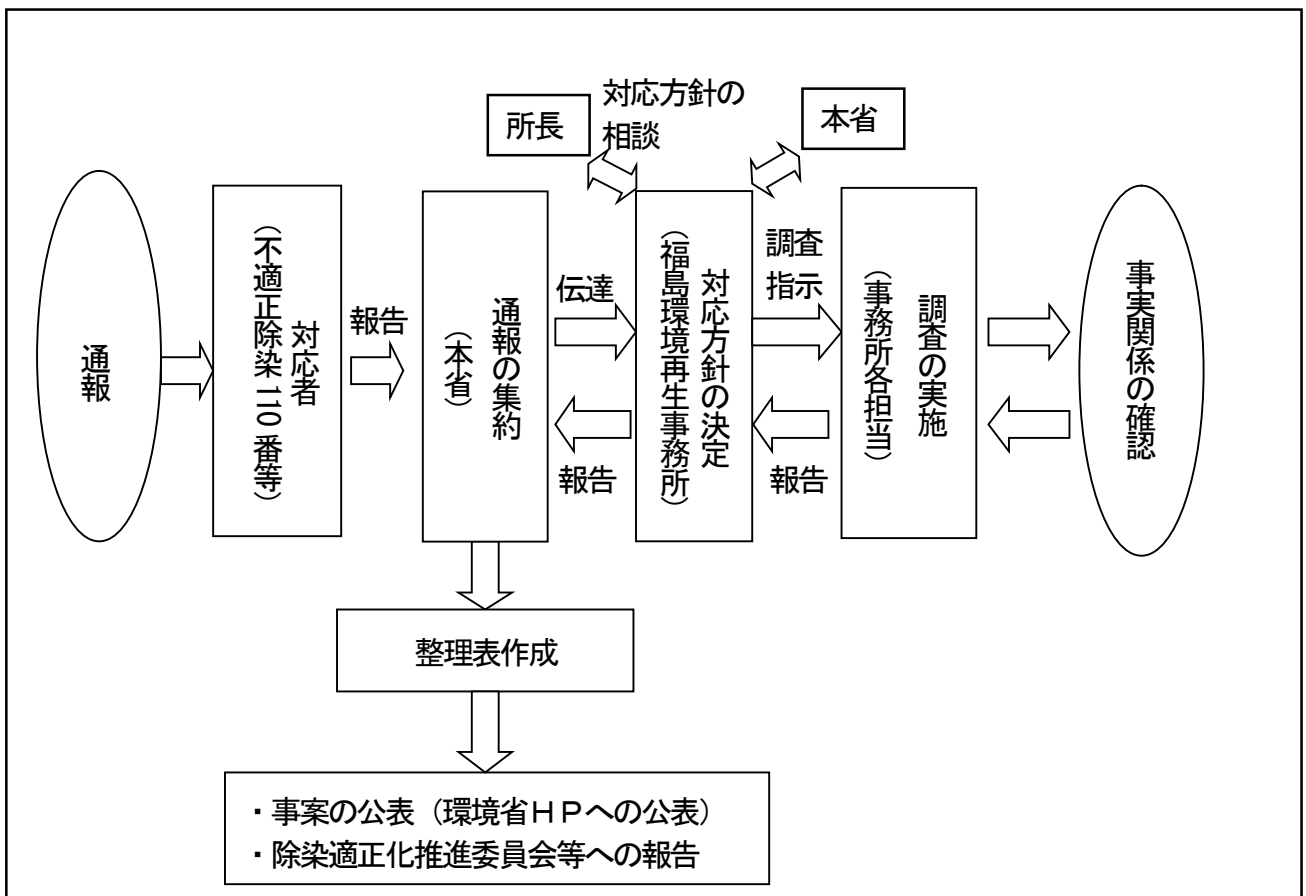


図2 対応方針の決定、現地調査及びそれらを受けての対応

